

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位：円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位：円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		継続支出の有無
財団法人 障害者職能訓練センター	障害者能力開発助成金	28,640,000	—	平成24年5月17日 平成24年7月9日 平成24年9月10日 平成24年12月14日 ※平成25年度4月において精算額が確定したことにより、-800千円が生じ、その差額について平成25年4月18日に当機構へ入金。	—	特財	国所管	障害者の雇用促進等に関する法律等の規定に基づき、支給の可否を決定。	有(支給の条件を満たす場合)

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。